

付 議 第 8 号

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和3年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の案件について意見を述べること。



3 高政企第 58 号
令和 3 年 6 月 3 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 3 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 3 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県介護福祉士等修学資金貸与条例及び高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 2 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 3 県有財産（教学機器）の取得に関する議案
- 4 令和 3 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月 日提出

高知県知事 瀨田 省司

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和3年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第55号)」に、「第8条」を「第11条」に改め、同条第2項中「第10条」を「第12条」に改め、同条第3項中「第9条」を「第10条」に改める。

第2条 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第3項中「令和3年改正省令第10条の規定」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第86号)」に改める。

(高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める

条例の一部改正)

第3条 高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）」に改め、同条第2項中「第3条」を「第4条」に改め、同条第3項中「第4条」を「第5条」に改め、同条第4項中「第5条」を「第6条」に改め、同条第5項中「第6条」を「第7条」に改め、同条第6項中「第7条の」を「第8条の」に改める。

第5条第1項中「職員」を「従業者」に改める。

第6条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、その例によることとしている児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）が一部改正され、作成等又は交付等を書面で行うこととされているものを電磁的記録又は電磁的方法によることが認められること等を考慮し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号）の引用規定の整理をするとともに、その例によることとしている児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が一部改正され、乳児院等の施設長の資格要件が変更されることを考慮し、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第86号）の引用規定の整理をしようとするものである。

新 旧 対 照 表 (第1条関係)

新

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(抜粋)

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。)、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項、法第24条の9第3項(法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において読み替えて準用する場合を含む。)において読み替えて準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項並びに法第45条第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

第2条 この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。

- (1) 指定通所支援(法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等が行う法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。)及び法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準

旧

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(抜粋)

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。)、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項、法第24条の9第3項(法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において読み替えて準用する場合を含む。)において読み替えて準用する法第21条の5の15第3項第1号並びに法第24条の12第1項及び第2項並びに法第45条第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

第2条 この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。

- (1) 指定通所支援(法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等が行う法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。)及び法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援の事業に係る人員、設備及び運営に関する基準

参考資料2

(2) 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準

(3) 法第24条の9第3項(法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において読み替えて準用する場合を含む。)において読み替えて準用する法第21条の5の15第3項第1号の規定による指定障害児入所施設の指定等に係る申請者に関する基準

(4) 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(5) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。

(1) 前条第1号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。次条第1項において「指定通所支援等基準省令」という。)

(2) 前条第2号又は第3号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

(3) 前条第4号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。次条第2項にお

(2) 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による指定障害児通所支援事業者の指定等に係る申請者に関する基準

(3) 法第24条の9第3項(法第24条の10第4項及び第24条の13第2項において読み替えて準用する場合を含む。)において読み替えて準用する法第21条の5の15第3項第1号の規定による指定障害児入所施設の指定等に係る申請者に関する基準

(4) 法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(5) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

(定義)

第3条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。

(1) 前条第1号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。次条第1項において「指定通所支援等基準省令」という。)

(2) 前条第2号又は第3号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)

(3) 前条第4号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号。次条第2項にお

いて「指定障害児入所施設等基準省令」という。)

(4) 前条第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条第3項において「児童福祉施設基準省令」という。）

(指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令（指定通所支援等基準省令第40条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第55号。以下この条において「令和3年改正省令」という。）第11条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令（指定障害児入所施設等基準省令第37条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和3年改正省令第12条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

いて「指定障害児入所施設等基準省令」という。)

(4) 前条第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条第3項において「児童福祉施設基準省令」という。）

(指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令（指定通所支援等基準省令第40条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号。以下この条において「令和3年改正省令」という。）第8条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令（指定障害児入所施設等基準省令第37条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和3年改正省令第10条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

3 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第6条及び第6条の2を除く。）で定める基準（令和3年改正省令第10条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

3 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第6条及び第6条の2を除く。）で定める基準（令和3年改正省令第9条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

新

旧

対

照

表

(第2条関係)

新

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(抜粋)

旧

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(抜粋)

(指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

(指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令(指定通所支援等基準省令第40条(同条の規定を準用する部分を含む。))を除く。)で定める基準(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第55号。次項において「令和3年改正省令」という。))第11条の規定による改正後のもの(当該改正に係る経過措置に関するものを含む。)をいう。)の例による。

第4条 法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の条例で定める指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定通所支援等基準省令(指定通所支援等基準省令第40条(同条の規定を準用する部分を含む。))を除く。)で定める基準(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第55号。以下この条において「令和3年改正省令」という。))第11条の規定による改正後のもの(当該改正に係る経過措置に関するものを含む。)をいう。)の例による。

2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令(指定障害児入所施設等基準省令第37条(同条の規定を準用する部分を含む。))を除く。)で定める基準(令和3年改正省令第12条の規定による改正後のもの(当該改正に係る経過措置に関するものを含む。))

2 法第24条の12第1項及び第2項の条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害児入所施設等基準省令(指定障害児入所施設等基準省令第37条(同条の規定を準用する部分を含む。))を除く。)で定める基準(令和3年改正省令第12条の規定による改正後のもの(当該改正に係る経過措置に関するものを含む。))

をいう。)の例による。

- 3 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第6条及び第6条の2を除く。）で定める基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第86号）による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

をいう。)の例による。

- 3 法第45条第1項の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、児童福祉施設基準省令（児童福祉施設基準省令第6条及び第6条の2を除く。）で定める基準（令和3年改正省令第10条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。

新

旧

対

照

表

(第3条関係)

新

旧

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抜粋）

(趣旨等)

(趣旨等)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項、法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項、法第80条第1項並びに法第84条第1項の規定により、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項、法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項、法第80条第1項並びに法第84条第1項の規定により、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

第2条 この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。

第2条 この条例においては、次に掲げる基準を定めるものとする。

(1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス及び法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス及び法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(2) 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準

(2) 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る申請者に関する基準

- (3) 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第36条第3項第1号の規定による指定障害者支援施設の指定等に係る申請者に関する基準
 - (4) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準
 - (5) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）の設備及び運営に関する基準
 - (6) 法第5条第27項に規定する地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
 - (7) 法第5条第28項に規定する福祉ホームの設備及び運営に関する基準
 - (8) 法第5条第11項に規定する障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
- （定義）

第3条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。

- (1) 前条第1号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準省令」という。）
- (2) 前条第2号又は第3号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

- (3) 法第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第36条第3項第1号の規定による指定障害者支援施設の指定等に係る申請者に関する基準
 - (4) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準
 - (5) 法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）の設備及び運営に関する基準
 - (6) 法第5条第27項に規定する地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準
 - (7) 法第5条第28項に規定する福祉ホームの設備及び運営に関する基準
 - (8) 法第5条第11項に規定する障害者支援施設の設備及び運営に関する基準
- （定義）

第3条 この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、次に掲げる法令において使用する用語の例による。

- (1) 前条第1号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準省令」という。）
- (2) 前条第2号又は第3号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

- (3) 前条第4号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。次条第2項において「指定障害者支援施設等基準省令」という。）
- (4) 前条第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。次条第3項において「障害福祉サービス事業基準省令」という。）
- (5) 前条第6号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号。次条第4項において「地域活動支援センター基準省令」という。）
- (6) 前条第7号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号。次条第5項において「福祉ホーム基準省令」という。）
- (7) 前条第8号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。次条第6項において「障害者支援施設

ための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）

- (3) 前条第4号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。次条第2項において「指定障害者支援施設等基準省令」という。）
- (4) 前条第5号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。次条第3項において「障害福祉サービス事業基準省令」という。）
- (5) 前条第6号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号。次条第4項において「地域活動支援センター基準省令」という。）
- (6) 前条第7号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号。次条第5項において「福祉ホーム基準省令」という。）
- (7) 前条第8号に掲げる基準に係るものにあつては、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。次条第6項において「障害者支援施設

基準省令」という。)

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害福祉サービス基準省令(指定障害福祉サービス基準省令第70条(同条の規定を準用する部分を含む。))を除く。)で定める基準(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第55号。以下この条において「令和3年改正省令」という。))第1条の規定による改正後のもの(当該改正に係る経過措置に関するものを含む。)をいう。)の例による。この場合において、指定障害福祉サービス基準省令第192条第4項中「支援するため」とあるのは「支援するため、一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として」と、指定障害福祉サービス基準省令第201条第2項中「一月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。))」とあるのは「一月当たりの工賃の平均額」と、同条第3項中「工賃の水準」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第一項の規定により支払われる工賃の水準」と、同条第

基準省令」という。)

(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 法第30条第1項第2号イ、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害福祉サービス基準省令(指定障害福祉サービス基準省令第70条(同条の規定を準用する部分を含む。))を除く。)で定める基準(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第10号。以下この条において「令和3年改正省令」という。))第1条の規定による改正後のもの(当該改正に係る経過措置に関するものを含む。)をいう。)の例による。この場合において、指定障害福祉サービス基準省令第192条第4項中「支援するため」とあるのは「支援するため、一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として」と、指定障害福祉サービス基準省令第201条第2項中「一月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。))」とあるのは「一月当たりの工賃の平均額」と、同条第3項中「工賃の水準」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第一項の規定により支払われる工賃の水準」と、同条第

4 項中「工賃の平均額」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額」とする。

- 2 法第44条第1項及び第2項の条例で定める指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害者支援施設等基準省令で定める基準（令和3年改正省令第4条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、指定障害者支援施設等基準省令第29条第1項中「指定障害者支援施設等」とあるのは「指定障害者支援施設」と、同条第2項中「指定障害者支援施設等」とあるのは「指定障害者支援施設」と、「一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）」とあるのは「一月当たりの工賃の平均額」と、同条第3項中「指定障害者支援施設等」とあるのは「指定障害者支援施設」と、「工賃の水準」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第一項の規定により支払われる工賃の水準」と、同条第4項中「指定障害者支援施設等」とあるのは「指定障害者支援施設」と、「工賃の平均額」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額」と、指定障害者支援施設等基準省令第44条第1項中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害

4 項中「工賃の平均額」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額」とする。

- 2 法第44条第1項及び第2項の条例で定める指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、指定障害者支援施設等基準省令で定める基準（令和3年改正省令第3条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、指定障害者支援施設等基準省令第29条第1項中「指定障害者支援施設等」とあるのは「指定障害者支援施設」と、同条第2項中「指定障害者支援施設等」とあるのは「指定障害者支援施設」と、「一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）」とあるのは「一月当たりの工賃の平均額」と、同条第3項中「指定障害者支援施設等」とあるのは「指定障害者支援施設」と、「工賃の水準」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第一項の規定により支払われる工賃の水準」と、同条第4項中「指定障害者支援施設等」とあるのは「指定障害者支援施設」と、「工賃の平均額」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額」と、指定障害者支援施設等基準省令第44条第1項中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害

に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行い」と、同条第2項中「定期的に」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定障害者支援施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に」とする。

3 法第80条第1項の条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、障害福祉サービス事業基準省令（障害福祉サービス事業基準省令第8条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和3年改正省令第5条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、障害福祉サービス事業基準省令第80条第4項中「支援するため」とあるのは「支援するため、一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として」と、障害福祉サービス事業基準省令第87条第2項中「一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）」とあるのは「一月当たりの工賃の平均額」と、同条第3項中「工賃の水準」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第一項の規定により支払われる工賃の水準」と、同条第4項中「工賃の平均額」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額」とする。

4 法第80条第1項の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、地域

に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行い」と、同条第2項中「定期的に」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定障害者支援施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に」とする。

3 法第80条第1項の条例で定める障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、障害福祉サービス事業基準省令（障害福祉サービス事業基準省令第8条（同条の規定を準用する部分を含む。）を除く。）で定める基準（令和3年改正省令第4条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、障害福祉サービス事業基準省令第80条第4項中「支援するため」とあるのは「支援するため、一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として」と、障害福祉サービス事業基準省令第87条第2項中「一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）」とあるのは「一月当たりの工賃の平均額」と、同条第3項中「工賃の水準」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第一項の規定により支払われる工賃の水準」と、同条第4項中「工賃の平均額」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額」とする。

4 法第80条第1項の条例で定める地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、地域

活動支援センター基準省令で定める基準（令和3年改正省令第6条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、地域活動支援センター基準省令第4条第1項中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、同条第2項中「定期的に」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該地域活動支援センターの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に」とする。

5 法第80条第1項の条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、福祉ホーム基準省令で定める基準（令和3年改正省令第7条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、福祉ホーム基準省令第5条第1項中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、同条第2項中「定期的に」とあるのは「前項の

活動支援センター基準省令で定める基準（令和3年改正省令第5条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、地域活動支援センター基準省令第4条第1項中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、同条第2項中「定期的に」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該地域活動支援センターの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に」とする。

5 法第80条第1項の条例で定める福祉ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、福祉ホーム基準省令で定める基準（令和3年改正省令第6条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、福祉ホーム基準省令第5条第1項中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い」と、同条第2項中「定期的に」とあるのは「前項の

防災対策マニュアルの概要を当該福祉ホームの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に」とする。

6 法第84条第1項の条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、障害者支援施設基準省令で定める基準（令和3年改正省令第8条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、障害者支援施設基準省令第7条第1項中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行い」と、同条第2項中「定期的に」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該障害者支援施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に」と、障害者支援施設基準省令第24条第2項中「一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。））」とあるのは「一月当たりの工賃の平均額」と、同条第3項中「工賃の水準」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第一項の規定により支払われる工賃の水準」と、同条第4項中「工賃の平均額」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額」とする。

（非常災害対策）

防災対策マニュアルの概要を当該福祉ホームの見やすい場所に掲示するとともに、定期的に」とする。

6 法第84条第1項の条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか、障害者支援施設基準省令で定める基準（令和3年改正省令第7条の規定による改正後のもの（当該改正に係る経過措置に関するものを含む。）をいう。）の例による。この場合において、障害者支援施設基準省令第7条第1項中「非常災害に関する具体的計画を立て」とあるのは「知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要なに応じて点検及び見直しを行い」と、同条第2項中「定期的に」とあるのは「前項の防災対策マニュアルの概要を当該障害者支援施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に」と、障害者支援施設基準省令第24条第2項中「一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。））」とあるのは「一月当たりの工賃の平均額」と、同条第3項中「工賃の水準」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第一項の規定により支払われる工賃の水準」と、同条第4項中「工賃の平均額」とあるのは「一月当たり又は一時間当たりの工賃の平均額」とする。

（非常災害対策）

第5条 次に掲げる者（以下この条において「指定療養介護事業者等」という。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。次条第1項において同じ。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しなければならない。

(1) 指定療養介護事業者、指定生活介護事業者、共生型生活介護事業者（共生型生活介護の事業を行う者をいう。第7条第1号において同じ。）、基準該当生活介護事業者、指定短期入所事業者、共生型短期入所事業者（共生型短期入所の事業を行う者をいう。同号において同じ。）、基準該当短期入所事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、共生型自立訓練（機能訓練）事業者（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者をいう。同号において同じ。）、基準該当自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、共生型自立訓練（生活訓練）事業者（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う者をいう。同号において同じ。）、基準該当自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者、基準該当就労継続支援B型事業者又は特定基準該当障害福祉サービス事業者

(2) 療養介護事業者、生活介護事業者、自立訓練（機能訓練）

第5条 次に掲げる者（以下この条において「指定療養介護事業者等」という。）は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。次条第1項において同じ。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

(1) 指定療養介護事業者、指定生活介護事業者、共生型生活介護事業者（共生型生活介護の事業を行う者をいう。第7条第1号において同じ。）、基準該当生活介護事業者、指定短期入所事業者、共生型短期入所事業者（共生型短期入所の事業を行う者をいう。同号において同じ。）、基準該当短期入所事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、共生型自立訓練（機能訓練）事業者（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者をいう。同号において同じ。）、基準該当自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、共生型自立訓練（生活訓練）事業者（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う者をいう。同号において同じ。）、基準該当自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援A型事業者、指定就労継続支援B型事業者、基準該当就労継続支援B型事業者又は特定基準該当障害福祉サービス事業者

(2) 療養介護事業者、生活介護事業者、自立訓練（機能訓練）

事業者、自立訓練（生活訓練）事業者、就労移行支援事業者、
就労継続支援 A 型事業者又は就労継続支援 B 型事業者

- 2 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用してサービスを提供する指定療養介護事業者等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しなければならない。
- 3 指定療養介護事業者等は、非常災害に備えるため、第 1 項の防災対策マニュアルの概要を当該指定療養介護事業所等（第 1 項各号に掲げる者がその事業を行う事業所をいう。）の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用してサービスを提供する指定療養介護事業者等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 5 指定療養介護事業者等は、前 2 項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 6 条 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これ

事業者、自立訓練（生活訓練）事業者、就労移行支援事業者、
就労継続支援 A 型事業者又は就労継続支援 B 型事業者

- 2 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用してサービスを提供する指定療養介護事業者等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に従業員に周知しなければならない。
- 3 指定療養介護事業者等は、非常災害に備えるため、第 1 項の防災対策マニュアルの概要を当該指定療養介護事業所等（第 1 項各号に掲げる者がその事業を行う事業所をいう。）の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、医療機関の一部を利用してサービスを提供する指定療養介護事業者等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
- 5 指定療養介護事業者等は、前 2 項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 6 条 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海トラフ地震その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これ

らを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に掲示するとともに、1年に4回以上、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、火災が発生した際の利用者への支援方法を、それぞれの利用者の障害の特性に応じて定め、当該支援方法を当該利用者に係る共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準省令第213条の11において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準省令第58条第1項に規定する日中サービス支援型共同生活援助計画をいう。）又は外部サービス利用型共同生活援助計画に記載しなければならない。

らを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の見やすい場所に掲示するとともに、1年に4回以上、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、火災が発生した際の利用者への支援方法を、それぞれの利用者の障害の特性に応じて定め、当該支援方法を当該利用者に係る共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準省令第213条の11において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準省令第58条第1項に規定する日中サービス支援型共同生活援助計画をいう。）又は外部サービス利用型共同生活援助計画に記載しなければならない。

高知県認定こども園条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第2条第6項に規定する認定こども園（次条第2号において「認定こども園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準）

第6条 法第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- （1）法第13条第2項第1号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第9条、第10条及び第18条（高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）第4条第3項の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「児童福祉施設基準省令」という。）の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第1号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）並びに附則第2項、第4項及び第8項から第11項までの規定による基準
- （2）法第13条第2項第2号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第11条、第12条第1項から第6項まで、第18条（児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第2号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）及び第19条並びに附則第3項及び第5項から第7項までの規定による基準
- （3）法第13条第2項第3号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第14条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第17条及び第18条（児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第3号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準
- （4）法第13条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の主務省令で定める基準を参酌して定める基準 次条から第19条まで及び附則第2項から第11項までに定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
 障害福祉課、子ども・子育て支援課

条例改正の背景

- ◎「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第55号)」(令和3年3月23日)
- ◎「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第86号)」(令和3年4月8日)の施行に伴い、改正事項に対応するため、関係する条例について必要な改正を行うもの。

主な改正事項
<p>厚生労働省令第55号の改正</p> <p>①サービス事業者の負担軽減の観点から、諸記録の作成、保存について電磁的記録による対応を可能とする。</p> <p>②利用者への説明、同意等で書面で行うものについても電磁的対応を認める。</p> <p>③経過的指定障害者支援施設等において、指定就労継続支援A型を提供する場合には自ら評価を行い、結果を公表するものとする。</p> <p>厚生労働省令第86号の改正</p> <p>④乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援支援施設の施設の長(以下「乳児院等の長」という。)の任用要件のうち、「児童福祉事業」又は「社会福祉事業」に従事した期間を、相談援助業務に従事した期間に改める。</p> <p>⑤施行前に乳児院等の長として勤務していた者を、改正後の施設運営基準に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。(経過措置)</p>

サービスごとの改正内容
<p>高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>指定通所支援 ①、②</p> <p>指定障害児入所支援施設 ①、②</p> <p>児童福祉施設 ①、④、⑤</p> <p>高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例</p> <p>指定障害福祉サービス ①、②</p> <p>指定障害者支援施設 ①、②、③</p> <p>障害福祉サービス ①、②</p> <p>地域活動支援センター ①、②</p> <p>福祉ホーム ①、②</p> <p>障害者支援施設 ①、②、③</p>

◎施行予定日:①～③公布の日、④、⑤令和4年4月1日